

労働基準法違反の契約（法第13条）

労働基準法に定める基準に満たない労働条件は無効であり、無効となった部分は、同法に定める基準が適用されます。

- （例1） 「年次有給休暇は雇入れの日から起算して3年目から与える。」と規定しても無効となり、労働基準法第39条に基づき、「年次有給休暇は6か月経過後から与える。」となります。
- （例2） 「時間外労働に対する割増賃金は支払わない。」と規定しても無効となり、労働基準法第37条に基づき、「時間外労働に対しては2割5分以上の割増賃金を支払う。」となります。